

No.	該当資料	項目	意見・質問内容	委員名	担当課	回答内容及び会議時の説明内容	御意見等に対する対応	
1	第2回検討委員会事前意見・質問	資料1 (項目)	重点テーマ	第六次基本計画(R3～R7)に記載されている重点テーマの内容について、現在の社会的課題に鑑みると、重要性が低下している状況ではなく、むしろ重要性が高まっている。 第七次基本計画の重点テーマとして新たに地下水を取り扱うのであり、第六次計画に記載されている重点テーマの重要性が下がったわけではないことを分かるようにした方がいいのではないか。	中嶋委員	環境立県推進課	地球温暖化対策については、温室効果ガスの排出削減に取り組む「緩和策」と豪雨・猛暑などへの「適応策」の両輪で進めていく重要性について、重点テーマ相当の重要性を持つ取組みであることを第4編の冒頭で記載する。	左記のとおり計画素案(P24)に記載。
2	第2回検討委員会事前意見・質問	資料2 (概要)	第3編重点テーマ	第1回検討委員会の資料では、サブタイトルとして「地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立」が入っていた。この文言は削除すべきでないと考えます。	嶋田委員	環境立県推進課	経済発展という文言があまり前に出てしまうと、環境の計画としてバランスが取れないのではないか、という意見があり削除としていた。削除しない方向で調整予定。	概要に当初のサブタイトルを記載。
3	第2回検討委員会事前意見・質問	資料2 (概要)	第4編第4章(1)	単なる地下水の保全をするのではなく、循環させるという考え方が重要。地域循環共生圏の取組みにもつながるものであり、「健全な水循環の確保」の文言は概要に入れたほうが良いのではないか。	嶋田委員	環境立県推進課	御意見のとおりと思うため、「健全な水循環の確保」という文言に修正する。	左記のとおり概要を修正。
4	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第1章 No.3.4.5	No.4(間伐実施面積)において目標値が下方修正されているが、一方No.3(森林による二酸化炭素吸收量)は上方修正されており、吸收量の算定の整合性はどれているか(No.5(再造林面積)が上方修正されているから整合性が取れているのか。)	中嶋委員	森林整備課・環境立県推進課 (説明は環境立県推進課)	この2つは完全に整合するものではなく、それぞれ異なる背景・事情による数値目標を設定しているものであり、必ずしも整合性がとれるものではない。	会議時の説明内容のとおり。
5	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第1章 No.4.5	資料3の一番上の表に「間伐実施面積」と「再造林面積」があるが、例えば、現状の差(3,648ha-1,000ha=)2,648haは植林されていないか。	一柳委員	森林整備課 (説明は環境立県推進課)	「間伐」は、比較的若い木に対して成長を促進させるものであり、一方で「再造林」は、比較的高齢の木に対して木を全て伐採して新しい苗を植えるものであり、異なる指標であるため、再造林されない面積としては、両者の差ではなく間伐実施面積の3,648haとなる。	会議時の説明内容のとおり。
6	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第3章 No.12	第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現について、「生物多様性くまもと戦略2030」には、全部で26個の指標が立てられている。 そのうち今回の数値目標に載っているのは、「間伐実施面積(年間)」と名称を「イノシシによる農作物被害額」から「野生鳥獣による農作物被害金額」に変更した2個だけである。もう少し加えてはどうか。例えば「生物多様性の認知度」などは含めても良いのではないか。 また、「生物多様性くまもと戦略2030」によれば、ニホンジカ生育頭数の令和7年目標は44,000頭で、まだ達成していないのではないか。 今回新規に「自然共生サイト認定数」を挙げたが、これは環境省の仕事ではないのか。	高宮委員	自然保護課	自然共生サイト認定数を数値目標とすることで生物多様性の認知度上昇も見込まれるため、自然共生サイト認定数を継続したいと考えている。 自然共生サイトの認定行為は国の業務ですが、県としても制度の周知や申請の際の支援を積極的に行うことで、認定の数を増やしていきたいと考えている。	会議時の説明内容のとおり。
7	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第3章 No.12	No.12自然共生サイト認定数は、件数も重要ではあるが、面積も重要ではないか。	中嶋委員	自然保護課	面積は県でコントロールしにくいものであり、面積の大小に関わらず、認定件数がより重要だと考えているため、面積ではなく認定数で管理をしたいと思っている。	会議時の説明内容のとおり。
8	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第3章 No.13	現行の「イノシシによる農作物被害額」が「野生鳥獣による農作物被害金額」に変更されることで、イノシシによる被害額の状況が見えなくなる。このため、イノシシによる被害額は指標として継続した上で、野生鳥獣による被害額も追加するほうが良いかいかが。	嶋田委員	自然保護課	野生鳥獣の被害額に加えて、シカ、イノシシによる農作物被害金額も追加する方向で検討する。	検討の結果、野生鳥獣及びイノシシによる農作物被害金額を数値目標として追加(シカには数値目標がないため追加しない)。
9	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 No.14	No.14熊本地域における地下水涵養量は、現行数値目標の対象範囲(台地部等水田湛水事業)での目標値はどのように織り込まれているのか(増えてる、減ってる、維持)。	中嶋委員	環境立県推進課	現行計画の対象である「台地部等」の涵養については、令和5年度の涵養増加量の実績は540万m ³ で、令和12年度の涵養増加量は600万m ³ と涵養増加量を拡大する予定。 また、新たに加えた熊本地域全体の令和5年度実績の涵養増加量についても、令和5年度実績では1,579万m ³ でしたが、令和12年度の涵養増加量は2,560万m ³ と大幅に涵養量を増加させる予定で進めている。	会議時の説明内容のとおり。
10	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 No.16以降	地下水保全に農業分野が連携していくことを明確にするためにも、水稻の作付面積の拡大等、地下水保全に対する農業の取組みの指標をNo.16のあとに入れるべきではないか。	嶋田委員	農林水産政策課	「化学肥料の削減」等の数値目標と合わせて「湛水を行う面積の拡大」という指標を掲げている。これは非常に近接的な目標だと考えているので、この数値目標を追記する。水稻作付面積目標は難しいと考えている。	左記の数値目標「化学肥料の5割以上低減と併せて湛水を行う面積」を追加。
11	第2回検討委員会事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 No.18,19	次期計画の案では熊本県内に係る指標に変更されているが、現行計画で指標としていた熊本地域と荒尾地域について薄まるのではないか。他の地域が含まれることで目標達成の難易度が下がるのではないか。	嶋田委員	環境保全課	硝酸性窒素については、約20年前の目標について他県の状況が分からぬ中で理想的な数値を出してきた経緯がある。対策を進めていく中で色々な現実が見えてきて、令和6年3月策定の「地下水中の硝酸性窒素対策に関する熊本県基本計画」では、それらを踏まえた実態に即した計画となっている。 しかし、だからといって熊本地域、荒尾地域に劣る計画というものではない。汚染の状況については、「取組推進市町村」と「予防推進市町村」に分類して、県が積極的に支援に取り組んでいきたいと考えており、濃度が高い地域ではこれまでより高い数値目標を定めている。	会議時の説明内容のとおり。

No.		該当資料	項目	意見・質問内容	委員名	担当課	回答内容及び会議時の説明内容	御意見等に対する対応
12	第2回検討委員会 事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 No.20-22	化学肥料、化学農薬及び有機農業については指標としているが、熊本県の場合、硝酸性窒素源としては畜産の影響が大きく重要。特に小規模の場合は管理から漏れるものもあり、それらを管理するような指標が必要ではないか。	嶋田委員	農林水産政策課・循環社会推進課	小規模な畜産農家については、実際には家畜排せつ物発生量が少ない状況であることや、家畜排せつ物法の対象外となっており、指標を設けるのは難しくなっている。ただし、畜産農家に対しては引き続き指導していく予定。	会議時の説明内容のとおり。
13	第2回検討委員会 事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第5章 現行計画No.28	既に達成はしているものの、自律分散型再エネ電源の維持管理が継続されているのか、数値管理する必要はないか。	中嶋委員	エネルギー政策課 (当日説明は環境立県推進課)	維持管理を継続する。	会議時の説明内容のとおり。
14	第2回検討委員会 事前意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第5章 現行計画No.28	現行計画の指標を廃止すると次期計画では指標がなくなる。指標を設定すべきではないか。	嶋田委員	第4編第5章関係各課 (当日説明は環境立県推進課)	各課と調整の上、9月中に数値目標として提示する。	左記のとおり、各課と調整の上、第5章の新しい数値目標について、9月末に提示し、意見照会に諮っている。
15	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	第2編	1. バイオマス発電について バイオマス発電に使う木材は県内だけで貰えるのか教えていただきたい。 P.12の表に「間伐実施面積」とあるが、この間伐材がバイオマス発電に使われるのか。	一柳委員	森林整備課	バイオマス発電に使う木材には海外からの輸入等も含まれる。 間伐材の使い道として、バイオマス発電用のチップもあるが、その他ニーズに応じて、様々な用途で使用される。	会議時の説明内容のとおり。
16	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	第3編重点テーマ	P.19-22 半導体企業は、これまで農地(涵養域)だった場所に工場(非涵養域)を作っていると思う。地下水を汲み上げるだけが問題ではなく、涵養域が減つて非涵養域が増えるのも問題のため、明記すべきと考える。 また、この場合の涵養域は水張り事業をしている水田だけでなく、農地や森林など降った雨が浸透可能な土地利用の全てを指が、このような土地利用の変化による涵養量の減少の観点が明記されていないように思うがいかがか。	一柳委員	環境立県推進課	御指摘の点については、県として問題意識を持っており、非涵養域を増やさない取組みを検討していく。 なお、現時点の計画本文イメージでは、重点テーマには、「半導体関連企業の集積を見据え、地下水の涵養効果の高い水稻の作付面積の維持・拡大や、九州の水がめである阿蘇地域の水源涵養域を維持するための取組みに加え、涵養効果の高い白川中流域等における冬季水田湛水や、調整池の活用、道路等における雨水浸透施設の設置促進等による人工涵養など、地下水涵養の更なる拡大に取り組みます。」と記載している。 第4章第1節(P120)【施策の方向性】には、「開発等による地下水への影響の最小化を図るため、雨水浸透枠や雨庭の設置、緑地化など敷地内涵養の取組みを県の公共事業でも実施するとともに、事業者等に求めていきます。」と記載している。	会議後の府内議論を踏まえ、本文は一部修正(計画素案P121参照)。
17	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	P.22の「有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)」とあるが、この2種類はすでに使用禁止と思う。まだ規制されていない物質も今後は問題になるとを考えられるため、それらについても、早めに調査した方がよいと思うがいかがか。	一柳委員	環境保全課	令和5年度から水質汚濁防止法に基づき要監視項目であるPFOS及びPFOA、また化審法で製造等禁止となったPFHxSの調査を開始した。 その他のPFASについては、国の動向(法令改正等)を注視し、必要に応じて調査を実施する予定。	会議時の説明内容のとおり。	
18	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)		P.22、一番下の行「具体的な節水」とは。	一柳委員	環境立県推進課	県民の方が実践できるような具体的な節水の方法についてコラムとして記載する予定。	コラムとして計画素案(P124)に掲載。
19	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	第4編第1章	1. バイオマス発電について バイオマス発電に使う木材は県内だけで貰えるのか疑問のため教えていただきたい。 ①-42、2行目に「バイオマス等の再エネ供給を増やします(図1-23)」とあるが、これは県内の間伐材を使うという意味か。	一柳委員	エネルギー政策課	現在、計画中の木質バイオマス発電は、県内の間伐材等を燃料としており、固定価格買取制度(FIT)申請時ではあるが、調達計画において材の供給元も確認されている。 また、バイオマス発電による再エネ供給量の増加については、県内の間伐材を含む木材だけでなく、紙や布、生ごみ等を燃料として想定している。	会議時の説明内容のとおり。
20	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)		私たちの購買行動が環境の破壊・資源の消費・地球温暖化などの課題にどれほど影響を与えているのか。 またこれまで軽視してきた消費や生産の結果、地球規模の問題が深刻化してきているという具体的な内容の理解等、社会のポジティブな変化に焦点をあて情報の透明性を高めることが重要である。	中野委員	環境立県推進課	県としても同様に考えており、県民の方に正しい情報を把握してもらうため、県民に対する周知・啓発の取組みを積極的に実施していく。	会議時の説明内容のとおり。
21	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	第4編第5章	(5)-120(2)に「降水量の増加」とあるが、降水量は増加しているか。 年降水量ではなく、集中豪雨など短時間の降水量が増加していると思うがいかがか。	一柳委員	環境保全課	地球温暖化により、21世紀末の年間降水量は20世紀末と比べて161mm増加し、大雨や短時間強雨が発生する回数も増加すると予想されているため「降水量の増加」と記載した。 御意見を踏まえて「気候変動に伴い降水量、大雨や短時間強雨が発生する回数が増加することにより」に修正する。	左記のとおり計画素案(P160)を修正。
22	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)		第4編第1章にCO ₂ 削減対策は詳しいが、「ヒートアイランド現象」は(5)-20だけである。地球全体でのCO ₂ 削減も重要だが、熊本ローカルでの適応策も効果は大きいと思う。都市緑化として、例えば市民農園を作るのはいかがか(地下水も涵養可能)。	一柳委員	都市計画課 環境立県推進課	市民農園に関する直接的な取組みや施策はないが、ヒートアイランド現象に関する適応策の充実を検討する。	ヒートアイランド施策として、建築物の関連施策を追加(P170~171)。
23	第2回検討委員会 事前意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	第2回検討委員会 質問	太陽光発電は発電コストが高い、効率が悪い、天候に左右されるなどがあるが、エネルギー自給率の向上は見込める。しかし、(①-54)の※ペロブスカイト太陽電池は、原料がヨウ素であるため、コストも低い。寿命など課題もあるが、今後の実用化に向けての技術・研究開発の促進で、次世代の太陽電池として期待したい。	中野委員	環境立県推進課	県としても同様に考えており、積極的に新技術を活用したいと考えている。	会議時の説明内容のとおり。

No.		該当資料	項目	意見・質問内容	委員名	担当課	回答内容及び会議時の説明内容	御意見等に対する対応
24	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料2 (概要)	第4編第1章	第4編第1章(2)「太陽光発電設備の最大限の導入」の定義が、「全ての施設に最大限導入ではなく、設置可能な施設を対象に最大限導入」であるならば、県民も共通の認識になるよう、誤解の無い文言にするべき。	今村委員	環境立県推進課	文言の変更を検討する。	計画素案(P82の※4-1-14)に文言を追加。
25	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 農地減少対策	熊本地域について、今後、農業の就業人口減少や農地減少が見込まれるため、土地利用の流れをつくる必要があるのではないか。難しいことは理解するが、このままだと農地減少となるため、農業セクションが協力することで地下水を守る取組みとして環境基本計画をきっかけにしてほしい。(菊陽町は市街化調整区域が設定されているため簡単に農地転用ができないが、大津町は当該区域が設定されていないため、農業委員会に挙げられたものは転用が認められてしまい、結果として、農地が虫食い状になってしまう。)	嶋田委員	農林水産政策課、 環境立県推進課	農林水産部だけでなく、県全体の課題として捉えていく。	会議時の説明内容のとおり。
26	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 農地減少対策	農地減少について問題意識を持っている。土地所有者の考えが優先され、農地を借りて農業をしている方は農業ができないくなる。市町村任せにして良いのかと思うため、対策について検討いただきたい。	太田委員	農林水産政策課、 環境立県推進課	まちづくり、地域づくりという点でいくと市町村が主体性をもって取り組んでいく中で、そのパートとして、農地をどのように守っていくかという課題が入ってくる。農業をしたい農家が営農できるよう地元の農業委員会と協力しながら、農業に関するマッチングを進めていく。	会議時の説明内容のとおり。
27	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章	PFOS・PFOAの指標は追加する予定はあるか。	坂上委員	環境保全課	PFOS・PFOAについては、水質汚濁防止法により調査を進めているところ、現在は、河川と地下水の調査を進めているが、その結果及び国の動きを踏まえ数値目標とするか検討する。	PFOS及びPFOAは、現在環境基準ではなく、「公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として要監視項目に設定されている。 現時点で国において基準化に向けた検討の具体的な動きはないため、次期計画の指標とはせず、河川、地下水等で調査を進め、状況把握に努めていく予定。
28	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 No.20,21	減少率を指標としているため、スタート年度は減少前という意味で100%としていると思うが、まだ減少していないという意味では0%でも良いのではないか。	坂上委員	環境立県推進課	基準値は、基準年度の状態を100とした時にどれくらい減るかという意味合いで表記していた。	会議時の説明内容のとおり。
29	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第3章 No.12	数値目標に自然共生サイトを取り扱うのであれば、本文においても掲載すべきではないか。	高宮委員	自然保護課	自然共生サイトの施策を計画本文に盛り込む予定。	自然共生サイトの施策を計画素案(P111~113)に掲載。
30	第2回検討委員会 当日意見・質問	資料3 (数値目標)	第4編第4章 現行No.20	グリーン農業生産宣言は2011年からの取組みであり、この取組みは消費者への信頼度の周知として重要であり、しっかり分析した上で取り扱っていただきたい。	中野委員	農林水産政策課 (農業技術課)	グリーン農業については長く取組みを進めており、国の施策の変更等もあります。(消費者への信頼度の周知として)分かりやすい指標に変わっていると考えている。	会議時の説明内容のとおり。
31	第2回検討委員会 当日意見・質問	参考資料 (本文イメージ)	全体	各取組みの繋がりが見えるようにしていただきたい。 (涵養の取組みもクールアイランドに繋がる。)	一柳委員	環境立県推進課	—	各施策の取組みとの関連性については、第7章にて整理して記載していくこととする。
32	追加資料の 意見照会	資料1 (第1章本文)	第1章第1節 P35	2050ゼロカーボンにむけた戦略の【戦略1】省エネルギーの推進について、「○ エネルギー使用量の削減はCO ₂ 排出等の削減だけでなく、ピーク電源(石油火力発電等)やミドル電源(ガス火力発電)の発電量を低く抑えることで、地域内の電力に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする効果もあります。」とあるが、前段で行動変容の話をしている一方で、緑色箇所は電源側からの表現になっているため、行動変容側からの記述に変えた方がいいのではないか。 「例えばエコキュートなどの利用タイミングを再生可能エネルギーの発電量が増える昼間に使う」など、再生可能エネルギーの特性に合った機器の使用方法により、「ガマンをしなくても」、再生可能エネルギーの割合を高くできる、といったような表現をイメージしている。	中嶋委員	環境立県推進課		以下のとおり修正。 ○ 化石燃料で発電する電力量を削減することは、CO ₂ 排出等の削減だけでなく、地域内の電力に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする効果もあります。特に化石燃料による発電の割合が多くなる夜間に使用電力量を削減することが有効です。例えば、地域内の電力のうち太陽光発電からの供給量が多い昼間に電力使用をシフトすることで料金が割安となるプランを利用し、昼間にエコキュートの湯沸しや蓄電池の充電を行うことなどが挙げられます。
33	追加資料の 意見照会	資料1 (第1章本文)		『“電気のCO ₂ ゼロ化”に向け、2030 年度までに電力消費量に占める県内の再生可能エネルギーによる発電量の割合を 50% とすることを目指すとともに、2050 年ゼロカーボンに向けては、さらなる再エネ発電割合の向上等に加え、国・発電事業者と一体となった火力発電所の脱化石燃料化に向けた取組みが必要です。』と記載されているが、資料3の表に対するコメントでも記載したように、再エネ導入量が原油換算量で記載されているため、現状の再エネ導入率がどの程度かが分からずと2030年度や2050年度に目標に対するどの程度の再エネ導入をする必要があるのか、またそれは実現可能性があるのか等の考察ができないと思われる。	嶋田委員	環境立県推進課		P36本文中に、現状の再エネ発電割合(2022年度実績: 35.3%)を追記。
34	追加資料の 意見照会	資料1 (第1章本文)	第1章第1節 P37	図4-1-13のようなイメージ図に、現状や2030年度目標等が追記できないか。	嶋田委員	環境立県推進課		2050年ゼロカーボンに向けた戦略イメージ図は、削減手段についてのイメージを県民にわかりやすく説明することを目的としており、あえて定量的な現状の排出量や目標を示していない。

No.		該当資料	項目	意見・質問内容	委員名	担当課	回答内容及び会議時の説明内容	御意見等に対する対応
35	追加資料の意見照会	資料1 (第1章本文)	第1章第1節 P39	(3)2050年ゼロカーボンに向けたロードマップについて、この図はすべてCO ₂ 量(万トン)で記載されており、EV導入による輸送時のCO ₂ 削減と電力消費の増加の関係や、再エネ導入による発電時のCO ₂ 排出削減等の関係をすべて含めて表記されているが、単なる概念図になっており、これまでコメントしてきたようなCO ₂ 削減努力の具体的な効果の時系列変動との繋がりが読み取れない。 果たして2050年度にゼロカーボンを達成するために、CO ₂ の総発生量を70万トンまで低下できる計画なのか。	嶋田委員	環境立県推進課		本ロードマップは、ゼロカーボン達成のためには森林吸収量まで排出量を削減しなければならないということを県民に分かりやすくイメージいただくことを目的としているため、概念図のような表記となっている。 2030年度までの削減量は、基本的に国の計画で示されている2030年度時点での各取組みの削減量の案分や試算方法等に基づき算定しており、県が国と協調した取組みを実施することにより、削減目標の達成が可能と見込んでいる。 また、計画期間外のため本文中への明記はないが、2035年度及び2040年度の目標に向けて、計画期間内ほど詳細ではないが検証は実施しており、国と協調した取組みにより、2050年ゼロカーボンの目標は達成可能と見込んでいるところ。
36	追加資料の意見照会	資料1 (第1章本文)	第1章第1節 P42	図4-1-24について、 1. 事業用太陽光発電とバイオマス発電は導入可能量が無いのはなぜか。 2. 太陽光発電の目標値があれば、それに必要なソーラーパネルを置く面積が必要か計算できるのではないか。それに対して、実際にパネル設置可能な面積がどれくらいあるか(これが導入可能量か)、という計算はできないか。 3. バイオマス発電も同様に、県内の人工林の面積から間伐材の量を推定すれば、導入可能量が計算できるのではないか。現在はバイオマス発電に外国産の木材も燃料に使っているという回答だったが、CO ₂ 削減、地産地消、持続可能とは反するのではないか。 国の目標を参考にしてもよいが、熊本県は農林業はすごいので、独自性を出してほしい。	一柳委員	エネルギー政策課 環境立県推進課		太陽光発電の導入可能量について、算出の基礎となる環境省調査のデータが住宅用と事業用を合算した値となっており、99万kWと設定している。 バイオマス発電の導入可能量について、NEDO調査のデータを基に1万kWと設定している。なお、国産の木材が不足し、外国産の木材を燃料としている事例もあると聞いていますが、バイオマス発電による再エネ電力の導入目標には、いたいたいた御意見のとおり国産の木材による発電分のみを算入している。
37	追加資料の意見照会	資料1 (第1章本文)	事前意見に対する回答No.24	温暖化の適応策として、都市域にクールアイランドを作ることは非常に効果的。この視点が無いように感じましたため、積極的に推進してほしいと思う。公園緑地でもよいが、木や草を切などして管理費がかかるため、市民農園なら費用が安いかなというイメージで例として挙げた。	一柳委員	環境立県推進課他		市民農園を推進する施策等を記載することができないが、今後の参考として御意見を関係部局へ共有し、クールアイランドの施策について積極的に取り組んでいくこととする。
38	追加資料の意見照会	資料3 (数値目標)	数値目標No.1～2	No.1のCO ₂ 総排出量削減率とNo.3の森林吸収率は、CO ₂ 量(万トン)で表記されているのに対し、No.2の再生可能エネルギー導入量については原油換算量(万kL)で表記されていて、再エネ導入がどの程度削減に機能(効果)しているのかが、直接的に見極められない。	嶋田委員	環境立県推進課		再生可能エネルギー導入量については、熊本県総合エネルギー計画の目標となるが、エネルギーの導入規模が把握・管理しやすい原油換算量の表記としている。
39	追加資料の意見照会	資料3 (数値目標)	数値目標 No.4～5	この2つだけ載せると、前回私が質問したように、間伐した面積のうち再造林面積がいくつか、というようにしか見えない。皆伐面積が無いと正確な情報が伝わらないため、やはり皆伐面積も載せるべきである。	一柳委員	森林整備課		皆伐は森林資源の収穫行為となるため、基本的には炭素排出に資する行為となる(木材として長期間使われる場合は木材による炭素貯蔵効果はある)。 このため、ゼロカーボンに資する目標としては、再造林により若い木を育てるとともに、間伐により健全な森林への生育を促し、これらにより森林による二酸化炭素吸収を促進させるという目標を定めているところ。 以上の事を勘案し、数値目標は原案通りとしたいと考えている。
40	追加資料の意見照会	資料3 (数値目標)	数値目標 No.10	ボランティアは日曜だけのため、住民による野焼き面積の方が多いのではないか。実際に野焼きした面積の方が重要だと思う。野焼きは減っているため、減少した(野焼きできなかった)面積も必要だと思うがいかがか。	一柳委員	阿蘇草原再生・世界遺産推進課		野焼き面積を維持するには、野焼き支援ボランティアの確保が必要不可欠なものであるため、数値目標に設定した。 なお、ボランティアに関しては、現在土日に限定せず受け入れを実施しており、とくに輪地切りは多くのボランティアを必要としている。
41	追加資料の意見照会	資料3 (数値目標)	数値目標No.16	No.19の硝酸性窒素の取組推進市町村数であるが、R5の基準値(現状)の25%が熊本市を除く44市町村中の11市町村から算出されたものであると理解しているが、その場合、R25年度末までに10%など最終目標0%といった数値目標の意味は、4/44や0/44から得られると想定される。目標としている取組市町村数が少なくなるとは如何なる意味合いか。 汚染が改善されて、取組みが不要になるということなのか。	嶋田委員	環境保全課		R6.3に策定した地下水中の硝酸性窒素対策県基本計画の中で取組推進市町村の該当要件として①又は②が存在する場合と定義。 ①5mg/L超過の水道水源 ②5mg/L超過の個別井戸が半径500m以内に複数箇所 今後対策を進め、現在の取組推進市町村11市町からその数を減らしていくことを目標としているが、市町村合併等を考慮し、目標は%で設定。仮に合併等がなく現在の市町村のままであれば、R25年度までに上記の①又は②がある市町村を4市町村に、将来的には0市町村まで減らすことを目標としている。 なお、①又は②がない市町村は予防推進市町村としており、将来的な硝酸性窒素濃度増加につながらないよう予防的に対応に取り組むこととしている。